

環境ガバナンス時代における環境制御システム論の理論射程

環境制御システム論の再検討・その1

茅野恒秀 (信州大学)

環境社会学の諸理論の中で、船橋晴俊 (1948-2014) が提起した環境制御システム論 (主要には船橋,2004) は被害構造論、受益圏・受苦圏論、生活環境主義に比べ、その (批判的) 検討と応用への展開が進展してきたとは言いがたい。その原因は、1 つの理論体系にもとづいてあらゆるタイプの環境問題を包括的に分析・説明しようとする巨視的性格が強い印象を与えたことと、複雑化・多様化・重層化する現代の環境問題群への適用可能性への懐疑にあるものと考えられよう (脇田,2009)。

しかし、複雑化・多様化・重層化を背景に、多様な主体と関連施策の連携による環境ガバナンス (松下編,2007) をめぐる問題群に対して、環境制御システムの彫琢の要請はむしろ高まっているように思われる。そこで本報告では、環境制御システム論の理論射程を再検討し、現代の環境をとりまく問題状況に即して、環境制御システム論の新たな可能性について考察する。

まず、船橋による環境制御システム論の発展段階を学説史的に整理した上で、環境制御システム論のモチーフとシステムの構成要素を提示する。環境制御システム論は (1) 社会制御システム (船橋,1995) のいち形態としての性格と、(2) 環境問題の解決過程を把握する巨視的な理論枠組みとしての性格をあわせ持つ。すなわち「環境問題の解決を担当する行政諸部局と、環境問題の解決を第一義的に志向する環境運動を制御主体とし、社会内の他の諸主体を制御の客体として、両者の相互作用の総体から成る 1 つの社会制御システム」である (船橋,2004:59)。環境制御システムは、経済システムに対する介入を段階的に深化させ、その深化の過程は、A (汚染の放置) → B (制約条件の設定) → C (副次的内部化) → D (中枢的内部化) の 4 段階に区分され、各段階において行為者とシステムとの関係がモデル (理念型/基本型) として示される。この A から D への介入の深化は、日本においては 1980 年代半ばを画期とする「公害・開発問題期」と「環境問題の普遍化期 (サステナビリティ探究期)」の歴史的区分とも呼応するとされている。

一方、「環境問題の普遍化期」とされる現代では、河川法や海岸法等の開発法の「環境法化」(及川・武田,2014) という現象が見られるものの、それらは従来あった開発法としての性格をおおむね堅持しつつ、所管官庁や事業システムの定常的課題群に親和的な環境配慮事項を選択的に内部化している実態があると指摘されている (茅野,2014)。廃棄物政策の分野においても、循環型社会形成の推進のための施設の大規模化や技術の高度化が新たな環境問題を随伴的に生じさせ、自区内処理原則の不徹底による一般廃棄物の県境を越えた移動も引き続き発生している。

このように、環境問題の及ぼす空間、時間スケールが複雑化・多様化・重層化した問題状況を鑑みれば、以下の 2 点を中心的な問いとして、環境制御システム論を再検討する必要がある。第 1 に、A 段階から D 段階に至る環境制御システムの介入のレパートリーや移行の具体的メカニズムのより詳細な解明、第 2 に、従来の船橋の議論において欠落していたと思われる「環境の質」に関する議論の深まり。これらが、現代における環境問題の 이슈の性質の多様性と領域の複雑性をふまえて深く検討されなければならない。

〈文献〉

- 茅野恒秀,2014,『環境政策と環境運動の社会学』ハーベスト社。
船橋晴俊,1995,「環境問題への社会学的視座」『環境社会学研究』1:5-21。
船橋晴俊,2004,「環境制御システム論の基本視点」『環境社会学研究』10:59-74。
松下和男編,2007,『環境ガバナンス論』京都大学学術出版会。
及川敬貴・武田淳,2014,「環境法化する開発法」『大原社会問題研究所雑誌』674:35-50。
脇田健一,2009,「環境ガバナンス時代の社会学」の可能性『環境社会学研究』15:5-24。